

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、<u>共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託</u>している者</p> <p>カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による<u>障害児入所給付費</u>の支給を受け、<u>指定障害児入所施設等</u>に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していた者を除く。ただし、<u>当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の所在地が本市内にある者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託</u>している者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>イ 他の市町村から障害者自立支援法附則第21条第1項又は第22条第3項の規定による<u>介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、旧法指定施設（身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。））に入所</u>している者</p> <p>カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による<u>障害児施設給付費</u>の支給を受け、<u>指定知的障害児施設等</u>に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該施設への入所前に本市内に住所を有していた者を除き、対象者が18歳未満の者にあつては、対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者を除く。）</p> <p>(3) <u>本市から障害者自立支援法附則第21条第1項又は第22条第3項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている旧法指定施設（身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。））に入所</u>してい</p>

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が本市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の所在地が本市内にある者に限る。）

2

(3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

る者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定知的障害児施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該施設への入所前に本市内に住所を有していた者に限り、対象者が18歳未満の者にあつては、対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者に限る。）

2

(3) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親に委託されている者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。